

最高裁秘書第183号

令和4年1月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和3年12月23日付けで大阪地方裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

弁護人が裁判所で刑事記録を謄写する際、インターネットに直接接続可能なスマートフォン・タブレット等の撮影機能を使用しての撮影を遠慮してもらうことになっていることが分かる大阪地裁の文書（最新版）

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第252号

令和4年2月1日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

弁護人が裁判所で刑事記録を謄写する際、インターネットに直接接続可能なスマートフォン・タブレット等の撮影機能を使用しての撮影を遠慮してもらうこと  
になっていることが分かる大阪地裁の文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年12月27日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（情）謝問第45号

(2) 謝問日

令和4年1月26日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第253号

令和4年2月1日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（情）諮問第45号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和4年1月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



### 理由説明書

苦情申出人は、大阪地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、本件開示申出に係る文書が存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

弁護人が裁判所で刑事記録を謄写する際、インターネットに直接接続可能なスマートフォン・タブレット等の撮影機能を使用しての撮影を遠慮してもらうことになっていることが分かる大阪地裁の文書（最新版）

##### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和3年12月23日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 原判断庁において本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

(2) 刑事訴訟に関する書類等の謄写に当たって一定の条件を付したり必要な措置を講じたりすることは、個別の係属事件を担当する裁判長又は裁判官において判断されるべき事柄であり（刑事訴訟規則第301条），必ずしも司法行政文書として本件開示申出に係る文書を作成又は取得する必要はない。

その他、原判断庁に本件開示申出に係る文書が存在することをうかがわせる

事情は存在しない。

(3) よって、原判断は相当である。